

大阪府障がい児等療育支援事業実施に関する委託契約書

大阪府（以下「甲」という。）と「契約を締結する者」（以下「乙」という。）とは、在宅障がい児（者）に対する療育相談等の事業（以下「事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、別紙「大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）及び別紙「大阪府障がい児等療育支援事業取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（実施の方法）

第2条 乙は、甲の指示に従い、かつ、要綱及び要領に基づき、事業を次の機関等において実施するものとする。

所在地 「住所」

実施機関名 「実施機関名」

主たる相談窓口 「主たる相談窓口」

（委託料）

第3条 委託料は、別紙1「仕様書」に定めるとおりとする。

（委託料の請求及び支払）

第4条 甲は、別紙1「仕様書」に規定する委託料を乙からの適法な請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰する事由により、前項の期間内に委託料を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から委託料支払の日までの日数に応じ、当該未払額に対し年5パーセントの割合で算出した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 甲は、第1項の支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部にかしがあることを発見したときは、その理由を明示して、その請求書を乙に返付することができる。このときは、当該請求書を返付した日から、甲が乙から是正した支払請求書を受理した日までの期間は、第2項の支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容のかが、乙の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

（委託期間）

第5条 事業の委託期間は、平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

(事業の実施状況の報告)

第6条 乙は、毎月の事業の実施状況を甲に報告し、その検査を受けるとともに、甲が指示した場合は、必要な報告又は資料を甲に提出するものとする。

(精算書等の提出)

第7条 乙は、第5条に定める委託期間満了後、1か月以内に、収支精算書及び事業実施報告書を甲に報告しなければならない。

(委託業務の報告等)

第8条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により、委託料の金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の経理)

第9条 乙は、この契約に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに、整理保管しなければならない。

2 前項の書類は、契約が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約の履行にあたり、甲に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、全て乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰す事由による場合は、この限りではない。

(甲の解除権等)

第12条 甲は、第5条に定める期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲において、この事業を直接実施しようとするとき。

(2) 甲が、この事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 乙が、この契約に違反したとき。

(4) 乙が、法人及び施設等経営に際して遵守すべき社会福祉法等の福祉関係法令及び社会規範上遵守すべきその他各種法令に関して重大な違反があると認められたとき。

- (5) その他、第1条に定める委託事業を、乙が実施することが不相当であると認められるとき。
- 2 乙は、前項第3号の規定により、この契約を解除されたときにおいて、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか、必要があると認められるときは、契約を解除することができる。
- 4 乙が、仕様書に定める事業の履行ができなかった場合、別紙2「返還基準」に基づいて、甲は、委託料の返還を求めることができる。

(人権啓発研修)

第13条 乙は、この契約に基づく相談業務に従事する者が、基本的人権について正しい知識をもって当該事業を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(契約の変更)

- 第14条 甲は、必要があると認められる場合には、甲乙協議の上、第3条に定める委託料を変更することができる。
- 2 前項の場合において、その変更は書面により定めるものとする。

(再委託)

第15条 乙は、要領に基づき、この事業の一部を第三者に委託するときは、書面によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年4月1日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 橋下 徹

乙